

## 生命保険の満期金

**Q** : 私は、昨年、生命保険の満期金を受け取りました。これは、確定申告しなければならないものですか？

**A** : 一時所得となりますので、原則として確定申告をしなければなりません。

### 【解説】

生命保険の満期金(一時金)は、所得税法では一時所得となりますので、原則として、確定申告の対象となります。

一時所得となるものには、この他に①法人から贈与を受けた金品、②賞金、懸賞当せん金、③競馬、競輪の払戻金、④遺失物拾得の報労金、⑤借家人が受取る立退料(収益や経費の補償として受取るものを除きます)などがあります。

一時所得の金額は、一時所得の収入金額(満期保険金)から、その収入を得るために支出した金額(支払保険料の総額)を控除し、更にその残りの金額から特別控除額(50万円)を控除して計算します。

そして、総所得金額を計算するとき(所得金額を合計するとき)には、その一時所得の金額を2分の1にして計算をします。

なお、生命保険の満期金で、保険料(掛金)を受取人以外の方が支払っていたというものについては、一時所得ではなく、贈与税がかかりますので注意してください。

また、保険期間が5年以下の一時払い養老保険などで、税金を源泉徴収されて納税が完結するものについては、確定申告をする必要はありません。

